

ストレスチェック実施体制検討

ストレスチェック制度の主旨を鑑み、

- 事業場の産業保健活動に携わっている産業医が主体的に関与するべき・・・実施者→産業医様
- 事業場の内情を知っている産業医であれば、よりの確な面接指導が可能・・・面接指導→産業医様
- 規程制定やアンケート処理などの事務作業は産業医に依頼出来ない・・・実施事務→外部委託
- 社内で実施する限りは診断結果に対する不法閲覧の疑念が生じてしまう・・・実施事務→外部委託

ストレスチェック準備作業

準備① 産業医に対し、下記の事前承諾を行う。

- a. ストレスチェック実施者を担って頂けるか？（主に面接指導、実務レベルは外部委託）
- b. 高ストレス者が検出された場合、面接指導は可能か？（面接指導及び報告書作成費用は？）
- c. 実施前及び実施後に専門的な見地から意見を頂戴する事は可能か？（既存契約内で可能？）

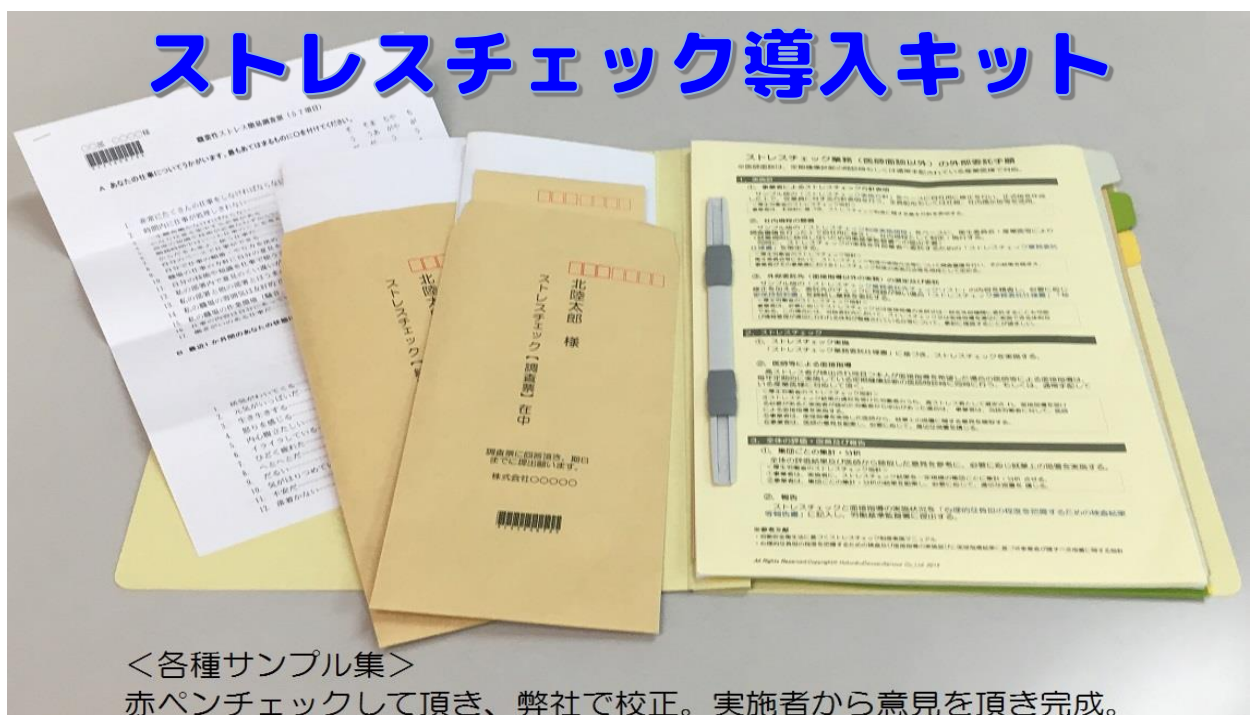
準備② 弊社が用意する「ストレスチェック導入キット」の各サンプルドキュメントを元にご検討頂き、赤ペンチェック（追加、修正、削除）を実施した上で、弊社にお返し頂く。

準備③ 弊社において②の校正をさせて頂き「ストレスチェック規程集」としてお返しします。

準備④ 産業医に「ストレスチェック規程集」を提示し、専門的な見地からご意見を頂戴する。

準備⑤ 産業医からのご意見を「ストレスチェック規程集」に反映させ、事前準備完了。

ストレスチェック方針表明、実施計画の社内公表を行い、ストレスチェックを実施する。



株式会社 北陸電算サービス
= Since 1968 =

ストレスチェック業務（医師面談以外）の外部委託手順

※医師面談は、事業場に関与されている産業医様、もしくは定期健康診断の問診で対応。

1. 実施前

①. 事業者によるストレスチェック方針表明

サンプル版の「[ストレスチェック実施計画](#)」をベースに自社用に修正を行い、正式版を制定した上で、従業員に対する方針表明を行う。全員配布もしくは社報、社内掲示板等を活用。

＜厚生労働省のストレスチェック指針＞

事業者は、本指針に基づき、ストレスチェック制度に関する基本方針を表明する。

②. 社内規程の整備

サンプル版の「[ストレスチェック制度実施規程](#)」をベースに、衛生委員会・産業医等により調査審議を行った上で自社用に修正し、社内規程として制定・施行する。

（就業規則に該当しないため労働基準監督署への届出不要）

同時に、ストレスチェックの実務を外部業者へ委託するための「[ストレスチェック業務委託仕様書](#)」を策定する。

＜厚生労働省のストレスチェック指針＞

衛生委員会等において、ストレスチェック制度の実施方法等について調査審議を行い、その結果を踏まえ、事業者がその事業場におけるストレスチェック制度の実施方法等を規程として定める。

③. 外部委託先（面接指導以外の実務）の選定及び委託

サンプル版の「[ストレスチェック業務委託先チェックリスト](#)」の内容を精査し、必要に応じ修正を加える。委託先のチェックに問題が無い場合「[ストレスチェック業務委託仕様書](#)」「[秘密保持契約書](#)」を締結し業務を委託する。

＜厚生労働省のストレスチェック指針＞

事業者は、必要に応じてストレスチェック又は面接指導の全部又は一部を外部機関に委託することも可能である。この場合には、当該委託先において、ストレスチェック又は面接指導を適切に実施できる体制及び情報管理が適切に行われる体制が整備されているか等について、事前に確認することが望ましい。

実施者（産業医・保健師）に対し概要説明を行い、助言・承諾を得る。

2. ストレスチェック

①. ストレスチェック実施

「[ストレスチェック業務委託仕様書](#)」に基づき、ストレスチェックを実施する。

②. 医師等による面接指導

高ストレス者が検出され尚且つ本人が面接指導を希望した場合の医師等による面接指導は、毎年定期的に実施している定期健康診断の医師問診時に同時に行う。もしくは、通常手配している産業医様に対応して頂く。

＜厚生労働省のストレスチェック指針＞

④ストレスチェック結果の通知を受けた労働者のうち、高ストレス者として選定され、面接指導を受ける必要があると実施者が認めた労働者から申出があった場合は、事業者は、当該労働者に対して、医師による面接指導を実施する。

⑤事業者は、面接指導を実施した医師から、就業上の措置に関する意見を聴取する。

⑥事業者は、医師の意見を勘案し、必要に応じて、適切な措置を講じる。

3. 全体の評価・改善及び報告

①. 集団ごとの集計・分析

全体の評価結果及び医師から聴取した意見を参考に、必要に応じ就業上の措置を実施する。

＜厚生労働省のストレスチェック指針＞

①事業者は、実施者に、ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析させる。

②事業者は、集団ごとの集計・分析の結果を勘案し、必要に応じて、適切な措置を講じる。

②. 報告

ストレスチェックと面接指導の実施状況を「[心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書](#)」に記入し、労働基準監督署に提出する。

※参考文献

・労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル

・心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針